

# 日本ボールパーク学会会則

## ( 第1章 総 則 )

### 第1条 名 称

本会は、日本ボールパーク学会（英文名：Japan Association for the Study of Ballpark）と称する。

### 第2条 目的及び定義

本会は、本条第2項に定義するボールパークに関する調査・研究、教育及び知識の普及を行い、それらを通じて会員相互の交流を深めるとともに、日本国並びに世界の公益の増進に寄与することを目的とする。

- 2 本会則におけるボールパークとは、次のいずれか又は双方に該当するものを指す。

- (1) 球技場や体育館において、スポーツだけでなく多様な楽しみ方ができるよう工夫が施されている施設。
- (2) 球技場や体育館を中心に、周辺に他の運動施設、宿泊施設、居住施設、商業施設、公園施設等が配置され、それらを連携して活用することができる施設群又は地域。

### 第3条 事 業

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学会大会の開催
- (2) 研究会及び講演会等の開催
- (3) 機関誌の発行（機関誌は電子版とし、年1回以上発行する。ただし、特別会員、賛助会員及び理事会が別に定める者に対しては冊子体を印刷し送付する。）
- (4) 会員の研究及び交流の促進
- (5) 貢献者に対する表彰
- (6) その他本会の目的に資する事業

### 第4条 学会大会

学会大会は、年に1回以上開催する。

## ( 第2章 会 員 )

## 第5条 種 別

本会の会員の種別は、次の通りとする。

なお、正会員、実務会員及び学生会員の入会については、すべて正会員の推薦と理事会の承認を必要とする。賛助会員については、推薦は必要とせず理事会の承認手続きのみ行うものとする。

### (1) 正会員

本会の趣旨に賛同する個人。ただし、①～③のいずれか一つの要件を満たす者とする。なお、正会員の中に特別会員を設ける。特別会員は、本学会の機関誌を冊子体で受け取ることができる。

- ① 大学等の教育機関又は研究機関において教育・研究に携わる者
- ② ボールパークに関連する分野の公表論文又はそれに準ずる公開文書を有する者。
- ③ 上記①②に準ずると理事会が判断した者

### (2) 実務会員

ボールパークに関連する分野における事業又は行政において実務経験を有しており、本会の趣旨に賛同する個人。

### (3) 名誉会長・名誉会員

本学会に貢献のあった会長又は会員で、理事会が推薦し、会長が委託した個人。

### (4) 賛助会員

本学会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体及び個人。賛助会員は、本学会の機関誌を冊子体で受け取ることができる。

### (5) 学生会員

本学会の目的に賛同する大学院、学部及び専門学校の在学者で、本学会の趣旨に賛同する者。

## 第6条 入 会

本学会の会員になろうとする者は、次の手続きをとるものとする。なお、入会手続きの詳細は理事会において別途定める。

- (1) 正会員、実務会員、賛助会員及び学生会員になろうとする者は、正会員を通じて所定の入会申込書を提出し、入会の承認を得られた後、所定の金額(年度会費)を所定の方法で本学会が指定する金融機関の口座に入金する。本学会が入金を確認できた時点で会員となる。
- (2) 本条の規定にかかわらず、名誉会長・名誉会員(顧問を含む)は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

- (3) 会員になろうとする者は、本会のホームページに会員名簿（理事会が別途定める規定による氏名・団体名及び所属等の情報）を掲載することを承認したものとする。

## 第7条 会 費

会員は、次の会費を納入しなければならない。ただし、名誉会長・名誉会員（顧問を含む）は、会費の納入を要しないものとする。会費についての詳細は理事会において別途定める。

- (1) 正会員 年額 3,000 円（うち特別会員は年額 5,000 円）
- (2) 実務会員 年額 3,000 円
- (3) 賛助会員 年額一口（2 万円）以上
- (4) 学生会員 年額 2,000 円

## 第8条 権 利

会員は、所定の手続きを経て、本会の行うあらゆる事業に参加することができる。

## 第9条 退 会

会員は、2ヶ年会費を納入しないときは、退会したものとみなす。

## （ 第3章 役 員 ）

## 第10条 定 数

本会に、次の役員をおく。

- (1) 理事 10名以上30名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

## 第11条 職 務

役員は、次の任務を行う。

- 2 理事は、理事会を構成し、第20条に規定する任にあたる。
- 3 監事は、本会の会務を監査する。

## 第12条 選 任

役員を選任は、次のように行う。

- 2 理事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を理事に選任することを妨げない。
- 3 理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 4 会長は、会員の中から理事若干名を推薦することができる。
- 5 監事は、会員の中から会長がこれを委嘱する。

### 第13条 会長・副会長

本会に、会長及び副会長若干名を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、正会員の中から理事会の推薦により総会において決定する。
- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

### 第14条 顧問

本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者、ボールパークに関する実務経験者及び本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の活動について助言する。

### 第15条 任期

役員、会長及び副会長の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。なお、再任は1回のみとする。

- 2 任期途中で選任された役員、会長及び副会長の任期は、前項の規定にかかわらず残任期間とする。
- 3 役員、会長及び副会長は、総会において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## ( 第4章 会 議 )

### 第16条 種 別

本会の会議は、総会、理事会及び運営委員会とする。

- 2 総会は正会員をもって組織する。

### 第17条 招 集

総会は、会長が招集し、次の事項を審議・決定する。

- (1) 役員、会長及び副会長の選出
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 会則及び諸規定の改廃
- (5) その他重要事項

## 第18条 開 催

通常総会は、毎年1回、事業年度終了後、120日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会の決定又は正会員の3分の1以上の記名による要求書の提出があったときに開催する。

## 第19条 定足数

総会は、正会員の10分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない会員は、委任状により表決権を行使することができる。なお、委任状は電磁的記録によることも可とする。

## 第20条 運 営

理事会は、理事長が招集し、次の事項を審議・決定し、本会運営の責にあたる。

- (1) 総会に対する提案事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 運営委員会の運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

## 第21条 委員会

運営委員会は、理事会の委嘱を受けて会務の執行、その他本会の運営に関し必要な事項を処理する。

- 2 運営委員会委員は、理事を含む会員の中から理事長が委嘱する。
- 3 運営委員会委員長は、理事のうちから理事長が委嘱する。
- 4 運営委員会委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

## 第22条 議 決

総会及び理事会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定される。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって決定される。

- 3 理事会の議決は、電磁的手法によることも可とする。

## ( 第5章 専門分科会 )

### 第23条 専門分科会

本会の事業を推進するために、専門分科会を置くことができる。ただし、これらに必要な事項は、理事会において審議決定する。

## ( 第6章 資産及び会計 )

### 第24条 資産の構成

本会の経費は次の収入により支出する。

- (1) 会費収入
- (2) 助成金及び寄付金
- (3) その他の収入

### 第25条 事業年度

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第26条 事業計画及び収支予算

本会の事業計画及び収支予算書は、毎事業年度の総会の議決を得なければならない。

- 2 当該事業年度の総会の議決を得るまでの間の事業計画及び予算の執行については、理事会の議決により執行することができる。

### 第27条 事業報告及び収支決算

本会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、事業年度終了後に作成し、監査を得た上、次年度の総会で承認を得なければならない。

## ( 第7章 補 足 )

### 第28条 事務局

本会に、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局についての詳細は理事会で別途定める。

**第 29 条 事務所**

事務局は、北海道北広島市中の沢 149 番地 星槎道都大学内に置く。

**第 30 条 会 友**

本会の会員以外で、本会の活動情報を受け取ることや講演会等への参加を希望する個人及び団体を会友とする。

- 2 会友に関して必要な事項は理事会において別途定める。

**(付則)**

1. この会則は、令和元年7月22日より準備委員総会の決議により施行するが、会員募集開始後の最初の会員総会において追承認を得ることとする。追承認を得るまでに会則の改正があった場合も同様である。なお、役員の設定についても同様とする。